■■■ 所得税、市・県民税 合同申告会場 ■■■

◆と き 2月16日(月)~3月16日(月) 午前9時~午後5時

※土・日曜日を除く。

※会場の混雑状況によっては終了時間前に受付を締め切ることがありますので、午後4時頃までにご来場ください。



◆ところ ゆめドームうえの 第2競技場

※申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。

◆ 会場までの無料送迎バスについて

本庁舎、各支所、各地区市民センター (上野地区) から、「ゆめドームうえの」間の 無料送迎バスを運行します。

■伊賀市役所(市営上野公園駐車場前) ⇔ ゆめドームうえの

運行日	伊賀市役所発時刻	ゆめドームうえの発時刻
2月17日以·19日休 24日以·26日休	9:00 10:00 11:00 13:00	9:30 10:30 11:30 13:30
3月3日以·5日休 10日以·12日休	14:00 15:00	14:30 16:15

■地区市民センター・各支所 ⇔ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
支 所	地区市民センター	建1]口
青山支所	神戸・比自岐・依例店	2月24日以・3月11日俶
阿山支所	府中・中瀬	2月25日似・3月13日魵
島ヶ原支所	長田・小田	2月20日金・3月 6日金
伊賀・大山田支所	友生	2月18日似・3月 4日似
_	きじが台・古山・猪田	2月25日似・3月10日似
	諏訪・新居・三田	2月20日金・3月 3日火
_	花垣・花之木・久米	2月27日金・3月11日例

【注意事項】

- ①地区市民センター・各支所と、「ゆめドームうえの」間の送迎バスについては、場所により発着時刻が異なります。時刻表は各地区市民センターと各支所住民福祉課、市ホームページにあります。
- ②バスは交通事情その他諸般の事情により、運休または発着時刻が遅れる場合がありますのでご了承ください。

♦ 市・県民税申告会場

開催日	会 場
2月12日休・13日金	島ヶ原支所 2階会議室
2月18日似・19日休	大山田農村環境改善センター 多目的ホール
2月25日(水)・26日(木)	あやま文化センター 会議・工作室
3月 4日似・5日休	いがまち保健福祉センター 研修室
3月11日欧・12日休	青山福祉センター 教養娯楽室 2

●受付時間:午前8時30分 ●相談時間:午前9時30分~正午、午後1時~4時

※定員になり次第、受付を締め切ります。

※会場は、かなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告をする人は、合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用いただきますようお願いします。



告会場ではありませんのでご注意ください。※「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所本庁・各支所窓口」は、

 \oplus

お

早めに申告してください。 上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申告会場を設けています。 平成26年分所得税の確定申告と、平成27年度市・県民税の申告につい

◆ **申告が必要な人は?** 申告が必要な人は、おおむね次のとおりです。

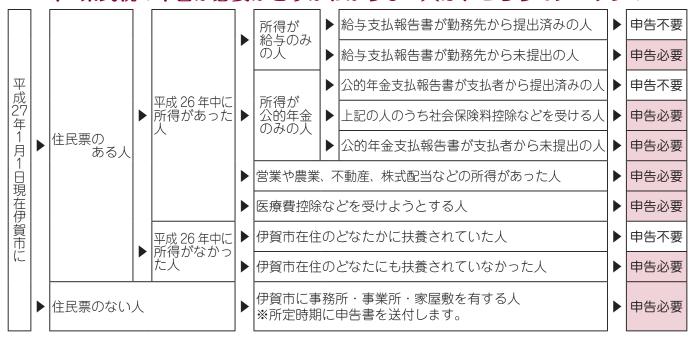
■所得税の確定申告が必要な人

- ①事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地 や建物を売った場合などで、平成26年中の所得金 額の合計金額が所得控除(基礎控除・扶養控除など) の合計額を超える場合
- 2給与所得者で
- O給与の年収が 2,000 万円を超える場合
- ○給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- 3複数の事業所から給与を受けている人で、年末調整

- を受けていない給与の収入金額と給与所得・退職所 得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- ④公的年金等の雑所得のみの人で、所得控除を差し引いた後の所得額に残額がある場合(平成23年分以降は年金収入金額400万円以下の人は除く。)
- ※確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費 控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確 定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される 場合があります。

■市・県民税の申告が必要な人

<市・県民税の申告が必要かどうかわからない人は、こちらでチェック!>



◆ 申告に必要なもの

- ①印鑑・筆記用具
- ②申告書(税務署または市役所から送付されている人)
- ③税務署からのお知らせはがき (送付された人のみ)
- ④平成26年中の所得を明らかにできる書類
- ○給与・報酬・賃金・年金がある人は源泉徴収票また は支払調書(いずれも原本)
- ○営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書(事前に作成しておくこと)
- ○配当・一時・雑所得などの所得がある人はその所得 を証明する書類
- ⑤控除を受けるために必要な証明書など
- O国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ○国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険 料の領収書または証明書(年金から天引きされてい

- る場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。)
- ○生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの領 収書または証明書
- ○医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書 (あらかじめ支払金額を計算しておくこと)
- o そのほか、受けようとする控除の必要書類または証 明書類
- ⑥所得税の還付申告をする人は預貯金□座情報のわかるもの
- ※上記以外に、申告内容によってはほかの書類などが必要になる場合があります。



※昨年のご自身の申告書の控え、申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズに行えます。

※ 注意事項

○確定申告書第二表 住民税に関する事項について

16 歳未満の扶養親族、配当に関する住民税の特例、 非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割 額控除額、寄附金税額控除などの各事項について、該

申告書をもとに 証明書を発行しています

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告しないと、借り入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書(所得証明書・課税証明書)が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。

申告は市民生活に欠かせないものです。申告が必要な 人は必ず申告してください。



当がある場合は必ず記入してください。<u>記入のない場合は、住民税額の課税計算に適用されませんので、ご</u>注意ください。

要介護・要支援認定を受けている人の 税の障害者控除について

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない人で、要介護・要支援認定を受けていて一定の条件に該当する65歳以上の人は、「障害者控除対象者認定書」により所得税や市・県民税の障害者控除を受けることができます。(ただし、本人とその扶養者の所得税や市・県民税が非課税の場合は該当しません。)

「障害者控除対象者認定書」の交付を受けるためには申請が必要です。認定書の交付は、1月中旬以降です。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950

■ 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で、 「申告書」が作成できます!



「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

①添付書類の提出または提示を省略できます。

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで書類の提出または提示を省略できます。(確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。)

②還付金を早く受け取ることができます。

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

※ e-Tax を利用するには、インターネット環境に接続されたパソコン、電子証明書(住民基本台帳カード)、IC カードリーダライターが必要です。

≪確定申告書用紙の送付について≫

昨年の確定申告で、e-Tax を利用して申告した人や、申告会場でパソコンによる電子申告をした人、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出した人には、電子申告の推進とペーパーレス化の促進のため、確定申告書用紙が送付されませんので、ご了承ください。

なお、申告書の送付の有無にかかわらず、確定 申告が必要となる人は、お早めに申告していただ きますようお願いします。

国税庁ホームページ:http://www.nta.go.jp/

【申告書の送付先・問い合わせ】

●所得税の確定申告

〒 518-0836 伊賀市緑ケ丘本町 1680 番地 上野税務署 **☎** 21-0950 ※自動音声案内に従ってください。

●市・県民税の申告

〒 518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地 伊賀市財務部課税課市民税係 ☎ 22-9613 FM 22-9618



◆ 所得税を源泉徴収している場合は、特別徴収する必要があります

個 (住民税(市民税・県民税)の特別徴収 💀

問い合わせ】 課税課 22·9613 FAX 22·9618

▼事業主の皆さん、個人住民税を 特別徴収していますか

います。 わって市に納入することになって 徴収(天引き)して、従業員に代 令により、事業主が給与から特別 給与所得者の個人住民税は、法

かかりません。 額の計算や年末調整をする手間は 行いますので、所得税のように税 要があります。税額の計算は市で ての従業員から特別徴収をする必 イト・期限付雇用などを含むすべ 所得税を源泉徴収している場合 原則として、パート・アルバ

- ○次のa~dの理由に該当する場 出してください。 徴収への切替理由書と一緒に提 提出する際に、個人住民税普通 ができます。給与支払報告書を 合に限り、普通徴収とすること
- a 乙欄適用で他事業所で特別徴収 されている。
- b 給与が支給されない月がある。
- C 事業専従者のみ(全従業員が事 業専従者のみの場合に限る。)
- d 予定の者 退職予定者(5月末までに退職

◆従業員の皆さん、個人住民税が 給与から天引きされていますか

ています。毎月の給与から個人住 も含め、基本的に特別徴収となっ バイト・期限付雇用の従業員など 負担税額が少なくなります。 いとなるため、従業員は自身で納 ください。特別徴収は原則12回払 いない場合は、事業主に確認して 民税が特別徴収(天引き)されて 入する手間が省け、1回当たりの 平成26年度からはパート・アル

ずれかの事業所から支給される給 得を合算して税額計算を行い、い 支給されている人は、市町村で所 与から特別徴収(天引き)されます。 なお、複数の事業所から給与を



課税課

三重県総務部税収確保課

ZEIMU/HP/ http://www.pref.mie.lg.jp/ **☎**059·224·2133

※「三重県税のページ」で検索

◆ インフルエンザが流行する季節です

ノフルエンザに気をつけ

問い合わせ 健康推進課 22·9653 FAX 22·9666

気が悪化しやすく、肺炎などを併 齢者や慢性の病気を持つ人は、病 筋肉痛などの全身症状が強く、高 38度以上の発熱、 インフルエンザは風邪とは違い、 頭痛、 関節痛、

発して死に至ることもある感染症

ザにかからないように気をつけま しょう。 日頃から、風邪やインフルエン

インフルエンザにかからないために

①バランスのとれた食事をとる。

②しっかり睡眠を とる。

③室温・湿度を調

室温20~25度、 整する。

整する。 湿度50~60%になるように調

⑤うがいをこまめにする。 ④手洗いをしっかりする。 指の間、手首をしっかり洗い、流 石鹸をよく泡立てて、手のひら、 水で充分すすぐ。

⑥からだを冷やさない。

⑦予防接種を受け ので、かかった を予測したワク チンが作られる る。毎年、流行

> としても重症 ができる。 化を防ぐこと

⑧なるべく不必 要な外出を控えたり、 避ける。 人ごみを

⑨咳エチケットを守る。 押さえる。マスクを着用する。 鼻をティッシュペーパーなどで 咳やくしゃみをするときは口と

≪インフルエンザ予防接種 費用の助成について≫

ご覧ください。 市10月1日号や市ホームページを 度があります。詳しくは広報いが フルエンザ予防接種費用の助成制 高齢者と乳幼児を対象に、イン

